

第 27 回 太宰府市自治基本条例審議会

平成 27 年 9 月 17 日（木）午後 7 時～

於 太宰府市役所 4 階大会議室

出席者；

欠席者；

次 第

1.開 会

2.会長挨拶

議 事

1 会長・副会長たたき台について

2 その他

閉会

【次回以降の予定】

10 月 27 日（火）19 時～市役所 4 階大会議室

自治基本条例審議会を踏まえた新旧対照表

(第 23 回から第 26 回)

平成 27 年 9 月 17 日(木)

太宰府市

目的（会長・副会長たたき台 3 頁）

旧	新
<p>【条文】 （目的） 第 1 条 この条例は、本市における自治の<u>基本原則</u>を定めることにより、市民、コミュニティ、議会及び市長等が、互いに理解を深め信頼しあう関係を築き、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>【条文】 （目的） 第 1 条 この条例は、本市における自治の<u>基本理念及び基本原則</u>を定めることにより、市民、コミュニティ、議会及び市長等が、互いに理解を深め信頼しあう関係を築き、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的とする。</p>
<p>【解説】 ・この条例の目的は「市民を主体とした自治の実現を図ること」です。 その目的を実現するため、市民、コミュニティ、議会、市長等の責務を明らかにして、「自治」の<u>基本原則</u>や、市政運営の基本的な事項を定めること、そして、市民やコミュニティ、議会、市長等がお互いに理解を深めて信頼関係を強くすることで、太宰府市にかかわるすべての人が笑顔あふれるまちを目指し、市民を主体とした自治の実現を目指すことを規定するものです。</p>	<p>【解説】 ・この条例の目的は「市民を主体とした自治の実現を図ること」です。 その目的を実現するため、市民、コミュニティ、議会、市長等の責務を明らかにして、「自治」の<u>基本理念及び基本原則</u>や、市政運営の基本的な事項を定めること、そして、市民やコミュニティ、議会、市長等がお互いに理解を深めて信頼関係を強くすることで、太宰府市にかかわるすべての人が笑顔あふれるまちを目指し、市民を主体とした自治の実現を目指すことを規定するものです。 ・<u>信頼し合う関係を築くための「制度を確立すること」を明記することも重要ですが、むしろ、いかに市民自身が動いていくかということに力点をおいて本条例を作っています。</u></p>
<p>【第 23 回審議会の議論】 （市民意見幹事会__制度の確立を明記してはどうか） ・ここは制度の確立というよりは、むしろそれをいかに動かしていくか、というそこに力点を置いて定めている。 →原案どおりとし、上記の説明を解説に加える。 （市民意見 No6__基本理念及び基本原則と修正を） ・「基本理念及び基本原則」というふうに基本理念を付け加える。 →修正</p>	

条例の位置づけ（会長・副会長たたき台 4 頁）

旧	新
<p>【条文】 （条例の位置づけ）</p> <p>第 2 条 <u>市</u>は、他の条例、規則その他の規程の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重し、整合性の確保を図るものとする。本市の市政運営上必要な基本構想その他計画を策定し、これらに基づく施策及び事業を実施し、又は法令等（法令、条例、規則その他の規程をいう。）を執行する場合も同様とする。</p>	<p>【条文】 （条例の位置づけ）</p> <p>第 2 条 <u>議会及び市長等</u>は、他の条例、規則その他の規程の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重し、整合性の確保を図るものとする。本市の市政運営上必要な基本構想その他計画を策定し、これらに基づく施策及び事業を実施し、又は法令等（法令、条例、規則その他の規程をいう。）を執行する場合も同様とする。</p>
<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例は、まさに「自治の基本」を定めるものであり、その「基本」が軽視されることはあってはなりません。そこで、これを最大限尊重すること、他の条例等との整合性を図ることを規定しました。いわば当然の事を確認するための「確認規定」という位置付けになります。 ・なお、この条例はあくまで法律の範囲内で定められるものであり、憲法のように最高法規性を有するものではありません。 ・法の形式上の効力においては、他の条例と違いはなく、この条例と他の条例との関係は、国における基本法と個別法の関係と同様になります。国の基本法がそうであるように、その趣旨が尊重され、他の条例の解釈、運用の指針となる条例として位置付けられるものです。 	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例は、まさに「自治の基本」を定めるものであり、その「基本」が軽視されることはあってはなりません。そこで、これを最大限尊重すること、他の条例等との整合性を図ることを規定しました。いわば当然の事を確認するための「確認規定」という位置付けになります。 ・なお、この条例はあくまで法律の範囲内で定められるものであり、憲法のように最高法規性を有するものではありません。 ・法の形式上の効力においては、他の条例と違いはなく、この条例と他の条例との関係は、国における基本法と個別法の関係と同様になります。国の基本法がそうであるように、その趣旨が尊重され、他の条例の解釈、運用の指針となる条例として位置付けられるものです。
<p>【第 23 回審議会の議論】 （市民意見 No8__市とは）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誤植です。「市は～」を「議会及び市長等は～」と修正する。 <p>→修正</p>	

定義（会長・副会長たたき台 5 頁）

旧	新
<p>【条文】 （定義）</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住所を有する者（以下「住民」という。）、市内の事業所等に通勤する者、市内の学校に通学する者、市内に不動産を所有する者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体（以下、「事業者等」という。）をいう。</p> <p>(2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の執行機関並びに当該執行機関等の事務等に従事する職員をいう。</p> <p>(3) まちづくり 太宰府市を住みやすく、魅力あふれるまちにするためのあらゆる取組みをいう。</p> <p>(4) 市民参画 市の政策立案等の過程において市民が責任を持って主体的にかかわることをいう。</p> <p>(5) 協働 まちづくりにかかわる多様な主体が、それぞれの役割及び責務を自覚し、市民及びコミュニティの自主性及び自律性を尊重し、対等な立場で連携し、協力して課題解決に取り組むことをいう。</p> <p>(6) コミュニティ 自治会等の地縁による団体及び地域社会の実現に資すると認められる特定非営利活動法人その他これらに類する団体をいう。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号で定義している「市民」は、まちづくりは住民だけではなく、本市に関わる多くの人々の協力のもとで進めることが必要であり、また、住民以外の方々にも責務があることを認識していただくことが必要だと考え、住民以外にも幅広く定義しています。 ・第3号で定義している「まちづくり」とは、単に道路や公園等の整備だけではなく、子育て、<u>高齢者支援</u>、環境、教育、都市としての発展等、幅広い分野における取組みをいいます。 	<p>【条文】 （定義）</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住所を有する者（以下「住民」という。）、市内の事業所等に通勤する者、市内の学校に通学する者、市内に不動産を所有する者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体（以下、「事業者等」という。）をいう。</p> <p>(2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の執行機関並びに当該執行機関等の事務等に従事する職員をいう。</p> <p>(3) まちづくり 太宰府市を住みやすく、魅力あふれるまちにするためのあらゆる取組みをいう。</p> <p>(4) 市民参画 市の政策立案等の過程において市民が責任を持って主体的にかかわることをいう。</p> <p>(5) 協働 まちづくりにかかわる多様な主体が、それぞれの役割及び責務を自覚し、市民及びコミュニティの自主性及び自律性を尊重し、対等な立場で連携し、協力して課題解決に取り組むことをいう。</p> <p>(6) コミュニティ 自治会等の地縁による団体及び地域社会の実現に資すると認められる特定非営利活動法人その他これらに類する団体をいう。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号で定義している「市民」は、まちづくりは住民だけではなく、本市に関わる多くの人々の協力のもとで進めることが必要であり、また、住民以外の方々にも責務があることを認識していただくことが必要だと考え、住民以外にも幅広く定義しています。 ・第3号で定義している「まちづくり」とは、単に道路や公園等の整備だけではなく、子育て、<u>障がい児・者支援</u>、高齢者支援、環境、教育、都市としての発展等、幅広い分野における取組みをいいます。

<p>また、地域の課題は自ら解決するという今日の自治においては、市民、コミュニティ、議会、市長等が協力し信頼関係を築きながらまちづくりを行うことが求められています。</p> <p>・第 5 号では、多様化する課題の解決を行うには、行政だけでなく、さまざまな主体の協力が不可欠です。そこで、「協働」という言葉を本条例で定義しました。「協働」の名の下で、「行政による NPO の下請化」や「行政によるコミュニティへの業務の押し付け」等が生じないように、「自主性及び自律性を尊重し」という文言を入れている点がポイントの一つです。</p>	<p>また、地域の課題は自ら解決するという今日の自治においては、市民、コミュニティ、議会、市長等が協力し信頼関係を築きながらまちづくりを行うことが求められています。</p> <p>・第 5 号では、多様化する課題の解決を行うには、行政だけでなく、さまざまな主体の協力が不可欠です。そこで、「協働」という言葉を本条例で定義しました。「協働」の名の下で、「行政による NPO の下請化」や「行政によるコミュニティへの業務の押し付け」等が生じないように、「自主性及び自律性を尊重し」という文言を入れている点がポイントの一つです。</p>
<p>【第 24 回審議会の議論】</p> <p>(第 3 号 まちづくり)</p> <p>(市民意見 No6～8_障がい児・者支援)</p> <p>・「子育て」を「子育て、障がい児・者支援」と修正する。</p> <p>→修正</p>	

自治の基本原則（会長・副会長たたき台 6頁）

旧	新
<p>【条文】 （自治の基本原則）</p> <p>第4条 市政は、住民の信託に基づき行われるものとする。</p> <p>2 市民、議会及び市長等は、市政運営に関する情報を共有するものとする。</p> <p>3 <u>市長等</u>は、市政への市民参画の機会を保障するものとする。</p> <p>4 議会及び市長等は、市政を進めるに当たって、市民に対し、分かりやすい説明を行うものとする。</p> <p>5 市民、コミュニティ、議会、市長等は、協働してまちづくりを行うものとする。</p>	<p>【条文】 （自治の基本原則）</p> <p>第4条 市政は、住民の信託に基づき行われるものとする。</p> <p>2 市民、議会及び市長等は、市政運営に関する情報を共有するものとする。</p> <p>3 <u>議会及び市長等</u>は、市政への市民参画の機会を保障するものとする。</p> <p>4 議会及び市長等は、市政を進めるに当たって、市民に対し、分かりやすい説明を行うものとする。</p> <p>5 市民、コミュニティ、議会及び市長等は、協働してまちづくりを行うものとする。</p>
<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に定める目的の実現を目指し、まちづくりに係わる各主体が共有すべき原則を規定しています。 ・ 第1項は、“主権者としての日本国民が、日本国憲法を通じて、日本全体に関わる事柄については中央政府に、身近な事柄については自治体に信託している”という日本国憲法前文の含意を踏まえ、市政が住民からの信託に基づき行われるということを確認的に規定しています。 ・ 第2項から第4項は、第1項を担保するために求められる市政のあり方を規定しています。 ・ 「市民参画がどうあるべきか」は個別の場面で違ってきます。さまざまな市政運営に対して、市民は主体的に考えつつ、問題提起をしていくことが求められます。市長等はその市民の声をきちんと受け止めて、参画の機会の保障に努めなければなりません ・ 第5項は、①まちづくりを進めていくためには、市民、コミュニティ、議会、<u>市長等が強い信頼関係で結ばれ、合意形成を図ることが必要であること</u>、②ただし、その際、あくまで市民及びコミュニティの自主性・自律性が前提となることを規定しています。 	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に定める目的の実現を目指し、まちづくりに係わる各主体が共有すべき原則を規定しています。 ・ 第1項は、“主権者としての日本国民が、日本国憲法を通じて、日本全体に関わる事柄については中央政府に、身近な事柄については自治体に信託している”という日本国憲法前文の含意を踏まえ、市政が住民からの信託に基づき行われるということを確認的に規定しています。 ・ 第2項から第4項は、第1項を担保するために求められる市政のあり方を規定しています。 ・ 「市民参画がどうあるべきか」は個別の場面で違ってきます。さまざまな市政運営に対して、市民は主体的に考えつつ、問題提起をしていくことが求められます。市長等はその市民の声をきちんと受け止めて、参画の機会の保障に努めなければなりません ・ 第5項は、①まちづくりを進めていくためには、市民、コミュニティ、議会<u>及び市長等が協力して取り組むことが大事</u>であること、②ただし、その際、あくまで市民及びコミュニティの自主性・自律性が前提となることを規定しています。

【第 24 回審議会の議論】

(市民意見 No5 「市政運営の基本原則」に近いのでは)

- ・「議会及び市長等は～」に修正する。

→修正

- ・解説の表現を全体の平仄と合わせて「市民、議会及びコミュニティ、市長等が協力して取り組むことが大事です」と修正します。

→解説修正

市民の権利（会長・副会長たたき台 7 頁）

旧	新
<p>【条文】 （市民の権利）</p> <p>第 5 条 市民は、日本国憲法及び法令により定められた権利を有するとともに、次に掲げる権利を有する。</p> <p>(1) 市政運営に関する情報を知る権利</p> <p>(2) まちづくりに参画し、意見を表明し、又は提案する権利</p>	<p>【条文】 （市民の権利）</p> <p>第 5 条 市民は、日本国憲法及び法令により定められた権利を有するとともに、次に掲げる権利を有する。</p> <p>(1) 市政運営に関する情報を知る権利</p> <p>(2) まちづくりに参画し、意見を表明し、又は提案する権利</p>
<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 号は、市政運営について「市民の情報を知る権利」を規定しています。 第 4 条第 2 項で情報の共有化を自治の基本原則としていますが、この「情報を知る権利」は、その「情報の共有化」を図るための重要な権利です。更には、この「情報を知る権利」の保障こそが、市民等がまちづくりや市政運営に参画し、市長等と協働してまちづくりを行うための前提条件となります。 ・第 2 号は、まちづくりに対して「参画」「意見の表明」「意見の提案」を行う権利が市民にあることを規定しています。 	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 号は、市政運営について「市民の情報を知る権利」を規定しています。 第 4 条第 2 項で情報の共有化を自治の基本原則としていますが、この「情報を知る権利」は、その「情報の共有化」を図るための重要な権利です。更には、この「情報を知る権利」の保障こそが、市民等がまちづくりや市政運営に参画し、市長等と協働してまちづくりを行うための前提条件となります。 <u>なお、ここでいう市政は、行政側の運営だけではなく、議会活動および議員活動の全てが含まれます。</u> ・第 2 号は、まちづくりに対して「参画」「意見の表明」「意見の提案」を行う権利が市民にあることを規定しています。
<p>【第 25 回審議会の議論】</p> <p>（「第 1 号の「市政運営」を「市政及び議員活動」と変更するべき」という提案をもとに議論した。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解説で「市政は行政側の運営だけではなく、議会活動及び議員活動の全てが含まれます」と修正する。 →解説修正 	

市民の責務（会長・副会長たたき台 7頁）

旧	新
<p>【条文】 （市民の責務）</p> <p>第6条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、知る権利を積極的に行使し、及び互いの人権を尊重し、助け合いの精神をもってまちづくりに参画するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、自治の主体として発言をし、又は行動するに当たっては、その発言及び行動に責任を持たなければならない。</p> <p>3 市民は、相互の連携を図り、協力してまちづくりを行うよう努めるものとする。</p> <p>4 前項の場合において、市民は、学生や若者等の発想を生かすよう努めるものとする。</p> <p>5 <u>学生や若者等は、市民としての自覚を持ち、節度ある行動をとるよう努めるものとする。</u></p> <p>6 選挙権を有する市民は、その行使に努めるものとする。</p>	<p>【条文】 （市民の責務）</p> <p>第6条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、知る権利を積極的に行使し、及び互いの人権を尊重し、助け合いの精神をもってまちづくりに参画するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、自治の主体として発言をし、又は行動するに当たっては、その発言及び行動に責任を持つものとする。</p> <p>3 市民は、相互の連携を図り、協力してまちづくりを行うよう努めるものとする。</p> <p>4 前項の場合において、市民は、学生や若者等の<u>意見及び活動を尊重する</u>よう努めるものとする。</p> <p>5 選挙権を有する市民は、その行使に努めるものとする。</p>
<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1項は、「自治の主体」としての自覚、知る権利の尊重、人権尊重、助け合いの精神の保持が市民に求められることを規定しています。 ・第2項は、無責任な行動・発言や「言いつばなし」に陥らないよう自覚を促すための条文です。 ・本市には守っていきべき良き伝統がありますが、太宰府市をより魅力あるまちにしていくためには、新たな発想も必要です。これまでも、様々な機会を通じて、学生や若者の意見を取り入れてきましたが、第3項及び第4項では、市民の具体的な行動指針として、相互の連携を図ること、<u>自由で活発な意見をもつ学生等の発想を生かすべきこと</u>をあらためて規定しました。また、学生や若者等も、市民としての責務とモラルを自覚していただきたいという趣旨の規定も設けました。 ・第6項は、「市民が、議員活動に対する評価というものについて、もう少し責任を持たなけれ 	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>毎日の生活がそのまま「まちづくり」につながっていると考えます。</u> ・第1項は、「自治の主体」としての自覚、知る権利の尊重、人権尊重、助け合いの精神の保持が市民に求められることを規定しています。 ・第2項は、無責任な行動・発言や「言いつばなし」に陥らないよう自覚を促すための条文です。 ・本市には守っていきべき良き伝統がありますが、太宰府市をより魅力あるまちにしていくためには、新たな発想も必要です。これまでも、様々な機会を通じて、学生や若者の意見を取り入れてきましたが、第3項及び第4項では、市民の具体的な行動指針として、相互の連携を図ること、<u>様々な個性をもつ学生等の意見や活動を尊重すべきこと</u>をあらためて規定しました。また、学生や若者等も、市民としての責務とモラルを自覚していただきたいと思っています。 ・第5項は、「市民が、議員活動に対する評価というものについて、もう少し責任を持たなけれ

<p>ばいけない」というまちづくり市民会議から出された意見をもとに、一人ひとりの有権者が意識を持って選挙権を行使していくことが、よりよい市政運営につながると考え規定しました。</p>	<p>ばいけない」というまちづくり市民会議から出された意見をもとに、一人ひとりの有権者が意識を持って選挙権を行使していくことが、よりよい市政運営につながると考え規定しました。</p>
<p>【第 25 回審議会の議論】</p> <p>(市民意見 No1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他との表現をあわせて第 2 項「～持つものとする」に修正する <p>→修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 4 項「前項の場合において、市民は、学生や若者等の発想を生かすよう努めるものとする」を「～学生や若者の意見及び活動を尊重するよう努めるものとする」に修正 <p>(市民意見 No4～5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自由で活発な意見を持つ」という限定をつけなくても、「学生の発想を活かす」と解説に言ってしまうと、趣旨はなんら変わらないのではずす。 ・なお、「様々な個性を持つ」という言葉で補う。 <p>→修正</p> <p>(市民意見 No9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民の“気づき”をうながす言葉が必要だ」というご指摘は重要であると思いますので「毎日の生活がそのまま「まちづくり」につながっている」という文章を解説冒頭に挿入する。 <p>→原案どおり・解説修正</p> <p>(条文の重複)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6 条の第 5 項、学生や若者も市民なら、2 項に「自治の主体として発言し行動するにあたっては責任を持たなければならない」ということで重複になるので、第 5 項は削除して良い。 <p>→修正（第 5 項削除、第 6 項を第 5 項に繰り上げ）</p>	

子どもの権利等（会長・副会長たたき台 8頁）

旧	新
<p>【条文】 （子どもの権利等）</p> <p>第7条 子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。</p> <p>2 市民及びコミュニティは、子どもが未来を担う大事な存在であることを認識し、地域における世代間交流や見守り活動等により、子どもの健全育成及び安全の確保に努めるものとする。</p> <p>3 市長等は、子どもたちが<u>このまちを愛し</u>、自らがまちづくりの主体であることを自覚しながら成長できるよう、環境の整備に努めるものとする。</p> <p>4 市長等は、子どもがまちづくりに関して自らの意見を表明できる環境の整備に努めるとともに、表明された意見をまちづくりに活用する仕組みの構築に努めるものとする。</p>	<p>【条文】 （子どもの権利等）</p> <p>第7条 <u>子どもは、健やかに成長する権利を有する。</u></p> <p>2 子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。</p> <p>3 市民及びコミュニティは、子どもが未来を担う大事な存在であることを認識し、地域における世代間交流や見守り活動等により、子どもの健全育成及び安全の確保に努めるものとする。</p> <p>4 <u>市民及びコミュニティは、子どもがまちづくりの主体として学び育っていけるよう、環境の整備に努めるものとする</u></p> <p>5 市長等は、子どもたちが、自らがまちづくりの主体であることを自覚しながら成長できるよう、環境の整備に努めるものとする。</p> <p>6 <u>議会及び市長等は、子どもがまちづくりに関して自らの意見を表明できる環境の整備に努めるとともに、表明された意見をまちづくりに活用する仕組みの構築に努めるものとする。</u></p>
<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「児童の権利に関する条約」において「すべての児童は、性や出身等でいかなる差別も受けることなく、自分のことについて自由に意見を述べること等の権利が保障されることが規定されており、大人と対等な一人の人間として尊重されます。子どもは未来を担う大事な存在であり、次世代の太宰府市民といえます。本条の規定は、子どもたちが、太宰府市を愛し、地域のまちづくりに積極的に参画するような人材となるよう、市民やコミュニティは、子どもたちの健全育成や安全の確保に努め、市長等は環境の整備や仕組みの構築に努めることを規定しています。 ・第4項に基づく具体的な取り組みとしては、「こども議会」の設置等が考えられます。たとえば、島根県海士町では、小さい頃から自分達の地域の問題を解決する力をつけようと、小学6年生 	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「児童の権利に関する条約」において「すべての児童は、性や出身等でいかなる差別も受けることなく、自分のことについて自由に意見を述べること等の権利が保障されることが規定されており、大人と対等な一人の人間として尊重されます。子どもは未来を担う大事な存在であり、次世代の太宰府市民といえます。本条の規定は、子どもたちが、太宰府市を愛し、地域のまちづくりに積極的に参画するような人材となるよう、市民やコミュニティは、子どもたちの健全育成や安全の確保に努め、市長等は環境の整備や仕組みの構築に努めることを規定しています。 ・第6項に基づく具体的な取り組みとしては、「こども議会」の設置等が考えられます。たとえば、島根県海士町では、小さい頃から自分達の地域の問題を解決する力をつけようと、小学6年生

が卒業までの 1 年をかけて地域の課題を探し、インタビュー等調査をし、解決するための提案をするという仕組みを設けています。一人ずつ、町長や議長の前で発表するのですが、その提案は、その場で即決され、半分以上が実現されているということです。

が卒業までの 1 年をかけて地域の課題を探し、インタビュー等調査をし、解決するための提案をするという仕組みを設けています。一人ずつ、町長や議長の前で発表するのですが、その提案は、その場で即決され、半分以上が実現されているということです。

【第 25 回審議会の議論】

(市民意見幹事会__子どもの健やかに育つ権利を規定)

- ・ご指摘のように、原案では「まちづくりに参画する権利」だけが強調されているが、まずは「健やかに育つ」という権利があるだろう。

→修正。新たに第 1 項として挿入する。

(市民意見 No3__第 4 項の主語)

- ・「議会及び市長等」に修正します。

→修正

(市民意見 No4__「この町を愛し」という表現について)

- ・押しつけがましい気がするわけで、「子ども達が郷土を知り」くらいの表現でどうか。
- ・子どもの権利として書いているわけではなく、議会及び市長等の権利として書いているが、押しつけがましくなるか。
- ・子ども達に愛してもらえるような、まちを作る権利が市長等にはあるという認識ではないか。
- ・自治の主体であるということを自覚して成長してもらえばそれで十分だろう。

→修正（「この町を愛し」は削除する。）

- ・ご意見を参考に「市民及びコミュニティは、子どもがまちづくりの主体として学び育っていけるよう、環境の整備に努めるものとする」を新たに追加する。

→修正

議会の役割及び責務、議員の役割及び責務（会長・副会長たたき台 10頁）

旧	新
<p>【条文】 （議会の責務）</p> <p>第9条 議会は、市政上の重要な意思決定を行う機関及び執行機関を監視する機関としての役割を果たすとともに、政策の立案に積極的に取り組むものとする。</p> <p>2 議会は、市民参画の推進等、開かれた議会運営の実現に努めなければならない。</p> <p>（議員の責務）</p> <p>第10条 議員は、この条例を遵守し、住民の負託にこたえるために、多様な方法で市民の意思を把握し、<u>市政全般に配慮しながら、公正かつ誠実に職務を遂行する責務を有する。</u></p> <p>2 議員は、調査研究その他の活動を通じ、議会における審議及び政策の立案活動の充実に努めなければならない。</p> <p>3 議員は、<u>議員活動に関する情報を市民に積極的かつ分かりやすく説明するよう努めるものとする。</u></p> <p>4 議員は、前3項に定めるもののほか、この条例に規定する市民としての責務を遵守しなければならない。</p>	<p>【条文】 （議会の<u>役割及び責務</u>）</p> <p>第9条 議会は、市政上の重要な意思決定を行う機関及び執行機関を監視する機関としての役割を果たすとともに、政策の立案に積極的に取り組むものとする。</p> <p>2 議会は、市民参画の推進等、開かれた議会運営の実現に努めなければならない。</p> <p><u>3 議会は、市民に対して議会の議決、審査又は議会活動について、その経緯、理由等をより簡便に知ることができるよう説明責任を負うものとする。</u></p> <p>（議員の<u>役割及び責務</u>）</p> <p>第10条 議員は、この条例を遵守し、住民の負託にこたえるために、多様な方法で市民の意思を把握し、<u>総合的な視点にたって、公正かつ誠実に職務を遂行する責務を有する。</u></p> <p>2 議員は、調査研究その他の活動を通じ、議会における審議及び政策の立案活動の充実に努めなければならない。</p> <p>3 議員は、<u>自らの議員活動に関する情報を提供し、及び議会の議決に関する自らの見解を市民に積極的かつ分かりやすく説明するよう努めるものとする。</u></p> <p>4 議員は、前3項に定めるもののほか、この条例に規定する市民としての責務を遵守しなければならない。</p>
<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第9条第1項では、議会は、市政運営の監視を行うことはもちろんのこと、政策立案に積極的に取り組むことが議会の責務であることを規定しています。 第9条第2項の「開かれた議会運営」とは、一言で言えば、「誰もがアクセスしやすい議会運営」のことです。これを実現するためには、①積極的な情報提供等により議会運営の透明性を高め、また、②公聴会制度を活用する等して議会の場で市民の意見を聴く場を設け、③意見 	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第9条第1項では、議会は、市政運営の監視を行うことはもちろんのこと、政策立案に積極的に取り組むことが議会の責務であることを規定しています。 第9条第2項の「開かれた議会運営」とは、一言で言えば、「誰もがアクセスしやすい議会運営」のことです。これを実現するためには、①積極的な情報提供等により議会運営の透明性を高め、また、②公聴会制度を活用する等して議会の場で市民の意見を聴く場を設け、③意見

<p>聴取会、出前議会等を行うことで、議会自らが市民のもとへ出向き、市民意思の把握に努める必要があります。</p> <p>・第 10 条第 3 項では、議員は議会の構成員として市民福祉の向上を目指して行動し、その議員活動について、たとえば自らのホームページや会報誌、あるいは市政報告会等を通じ、市民に説明することの必要性を定めています。</p>	<p>聴取会、出前議会等を行うことで、議会自らが市民のもとへ出向き、市民意思の把握に努める必要があります。</p> <p>・第 10 条第 1 項の「総合的」とは、・・・</p> <p>・第 10 条第 3 項では、議員は議会の構成員として市民福祉の向上を目指して行動し、その議員活動について、たとえば自らのホームページや会報誌、あるいは市政報告会等を通じ、<u>できるだけ数多く市民に説明する機会を設けること</u>の必要性を定めています。</p>
<p>【第 26 回審議会の議論】</p> <p>第 9 条 議会の責務 (水本委員より案文が提出され、それをもとに議論した。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の情報開示の部分が、今、選挙権者の材料として不足である」という認識にたっている提案のようだが、強制するという形で書かれると違和感を覚える。 ・各議員の責任を議会が負うのはひっかかる。 ・ここに込めた思いは「事前も事後も説明責任を明確化してもらいたい、それだけの緊張感を持って採決に望んでももらいたい」ということである。 ・議員個人に説明責任を求めても、会派に求めても、結局は同じ効果を得られるだろう。 <p>→「議会は、市民に対して議会の議決、審査又は議会活動について、その経緯、理由等をより簡便に知ることができるよう説明責任を負うものとする。」を追加する。</p> <p>→「できるだけ回数多く説明会を行うことや広報で示すことなど」を明記する。</p> <p>第 10 条 議員の責務 (市民意見 No2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『逐条地方自治法』において“総合的”について二つの解釈が示されている。 ・ご指摘のように「総合的な視点に立って」と修正し、解説に“総合的”の説明を加える <p>→修正</p> <p>(水本委員より案文が提出され、それをもとに議論した。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水本委員の提案をもとに「議員は、自らの議員活動に関する情報を提供し、及び議会の議決に関する自らの見解を市民に積極的にかつ分かりやすく説明するように努めるものとする。」と新たに追加する。 <p>→修正</p>	

市長の役割及び責務（会長・副会長たたき台 11 頁）

旧	新
<p>【条文】 （市長の役割及び責務）</p> <p>第 1 1 条 市長は、<u>市民全体</u>の代表者として、この条例を遵守し、市民の声を真摯に受け止め、公正かつ誠実に市政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市長は、政策決定を行う際には、透明性と客観性を確保するように努め、市民に対し説明責任を果たさなければならない。</p> <p>3 市長は、前 2 項に定めるもののほか、この条例に規定する市民としての責務を遵守しなければならない。</p>	<p>【条文】 （市長の役割及び責務）</p> <p>第 1 1 条 市長は、<u>市全体</u>の代表者として、この条例を遵守し、市民の声を真摯に受け止め、公正かつ誠実に市政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市長は、政策決定を行う際には、透明性と客観性を確保するように努め、市民に対し説明責任を果たすよう努めるものとする。</p> <p>3 市長は、前 2 項に定めるもののほか、この条例に規定する市民としての責務を遵守しなければならない。</p>
<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 1 条第 1 項及び第 2 項は、市長に求められる当然の責務を確認的に規定しています。 ・法律をはじめ、法令、省令、規則を遵守するのは当然であるが、この自治基本条例をきちんと尊重して欲しい、という思いを込めて、あえて「この条例を～遵守しなければならない」と規定しています。 	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 1 条第 1 項及び第 2 項は、市長に求められる当然の責務を確認的に規定しています。 ・法律をはじめ、法令、省令、規則を遵守するのは当然であるが、この自治基本条例をきちんと尊重して欲しい、という思いを込めて、あえて「この条例を～遵守しなければならない」と規定しています。
<p>【第 15 回審議会の議論】</p> <p>（市民意見 No1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益通報制度を新たに追加する。 <p>→修正</p> <p>（市民意見 No4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおりで「市全体の代表者」と修正する。 <p>→修正</p> <p>（説明責任とは）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的にどういうふうな方法で説明責任を果たしていくのか気になります。市民全体にどういう形ではたしていくのか、具体的にどういう方法で問われた時に手法というか理解できない。 ・方法はいろいろある。なお、法的な責任ではなく、政治的責任があることを明示する必要はあるだろう。 <p>→「～説明責任を果たさなければならない。」を「～説明責任を果たすよう努めるものとする」と修正する。</p>	

公益通報（新規作成）

旧	新
<p>【条文】 —</p>	<p>【条文】 <u>（公益通報）</u> <u>第 2 2 条 市長等は、適法な市政運営を確保するため、市政運営に係わる違法又は不当な行為について、市の職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行うことにより、不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。</u></p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本市では、「太宰府市公益通報の処理に関する規定（平成 19 年 12 月 20 日 訓令第 10 号）」があるが、市民への周知を図るため、確認的に規定しています。</u> ・ <u>これは市職員の内部告発に関する規定です。公益を守るために、万一、市の内部で不正な行為等が行われていることを知った職員は、放置したり、隠したりしてはならないことを義務付けています。また、通報した職員が、そのことを理由とした不利益を受けることのないよう保護する制度を確立するものです。</u>
<p>【第 21 回審議会の議論】 ※「公益通報を入れて欲しい」という市民意見を元に、議論を行った。 →市民意見を参考に新規に作成する。</p>	

嶋田私案

(住民投票)

第24条 市内に住所を持つ有権者（公職選挙法（昭和二十五年四月十五日法律第百号）第9条第2項に規定する地方公共団体の議会の議員および長の選挙権を有する者。以下、「有権者」という。）は、市政の重要事項について、それぞれの事案に応じて別に定める条例により、投票を通じて自らの意思を明らかにすることができる。

- 2 前項の条例は、投票に付すべき事項、投票手続、その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとする。
- 3 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- 4 有権者は、地方自治法第74条第1項に基づきその50分の1の署名により、第1項の条例の制定改廃を求めることができるほか、その6分の1以上の者の連署をもって、市長に対して、住民投票条例案に関する検討委員会（以下、「住民投票条例案検討委員会」という。）の設置を請求することができる。
- 5 市長は、前項の請求があった場合、住民投票条例案検討委員会を設置するものとする。
- 6 市長は、住民投票条例案検討委員会による検討の結果を尊重しなければならない。

*上記条文のほか、解説において、「常設型住民投票を望む意見が見られたこと」、「条例見直しの際に再検討することが好ましいこと」などを明記する。

第 22 回太宰府市自治基本条例審議会（2/17）における住民投票の議論展開

1. 「住民投票の条項を入れるべきか?」「入れる必要はないか?」の議論を行った。

住民投票の条項を入れるべき

- ・選挙は総合的な視点で判断するので、単一の論点で民意を問う制度を別に持つのは間接民主制を機能させる上で有用。
- ・選挙時に出ていなかった問題が任期途中に出てきた場合、住民の意志を確認する方法を持っておくべきだ。
- ・地方自治法 74 条の直接請求は「議会が否決したら終了」という限界がある。

住民投票を入れる必要はない

- ・地方自治法は直接請求を定めているので、それに従って、意見を出せば良い。
- ・自治基本条例に組み込んで、住民投票のハードルを低く設定した場合、住民投票を乱発して市政の停滞を招きかねない。
- ・今回、住民投票の条項をはずして、一旦、条例を施行させ、地方自治法 74 条に基づき「住民投票を加える改正案」を請求し、成立を目指すのは筋がとおる。

2. さらに以下の意見が出された

- ・住民投票については、それだけで十分な議論の時間が必要なので、今回の審議会で結論を出さず、入れる案と入れない案を両論併記する
- ・未施行条文とする

3. 多数決 1 「審議会で結論を出すか?」

（結論を出す）：（両論併記）＝ 5 名：3 名 ⇒ 今回の審議会で結論を出す

4. 多数決 2 「自治基本条例に住民投票条項を入れるか?」

（入れる）：（入れない）＝ 5 名：4 名 ⇒ 住民投票を入れる

5. 多数決 3 「嶋田私案をベースに議論を進めるか?」

（削除案）＝ 2 名 ⇒ 嶋田私案をベースに議論を進める

6. 嶋田私案として、「個別事案型」と「常設型」が提示され、内容を確認した。

7. 多数決 4 「個別事案型?常設型?」

（個別事案型）：（常設型）＝ 5 名：4 名 ⇒ 個別事案型の条項を入れる

8. 多数決 5 「結果の取扱いについて」

（尊重する案）多数 ⇒ 結果を尊重する